○厚生労働省告示第二百三十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二の二十三第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年五月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第三

番号	医療機器の名称	基準	
		日本工業規格又は国際電気標準会議が定める規格	使用目的又は効果
（略）			
三	削除	削除	削除
（略）			
八百三十	削除	削除	削除
（略）			
九百三十七	1　家庭用炭素弧光灯治療器	T二〇〇一	炭素弧光灯による温熱効果。一般家庭で使用すること。
（略）			

改正前

別表第三

番号	医療機器の名称	基準	
		日本工業規格又は国際電気標準会議が定める規格	使用目的又は効果
（略）			
三	1　乳房撮影組合せ型X線診断装置	T〇六〇一―一―三 Z四七〇三 Z四七五一―二―七 Z四七五一―二―二八 Z四七五一―二―四五	人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用し、1台のX線高電圧装置を切換えて使用することで、乳房画像又は人体画像の診療情報を提供すること。
（略）			
八百三十	1　乳房撮影組合せ型X線診断装置用プログラム	T〇六〇一―一―三 Z四七〇三 Z四七五一―二―七 Z四七五一―二―二八 Z四七五一―二―四五	人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用し、1台のX線高電圧装置を切換えて使用することで、乳房画像又は人体画像の診療情報を提供すること。
（略）			
九百三十七	（新設）	（新設）	（新設）